

## ◆ 芦屋市職員の障がい理由とする差別に関する意識調査結果【速報版】

### 1 調査の目的

平成28年4月より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことに伴い、芦屋市職員の障がい理由とする差別に対する意識及び現在の課題等を把握するため意識調査を実施した。

### 2 調査の概要

#### (1) 調査対象者

全職員（再任用職員、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員を含む）

※長期休暇取得者は除く

#### (2) 調査時期

平成28年5月16日（月）～5月27日（金）

#### (3) 回答者数及び回収率

調査対象者数：1,520人

回答者数：1,094人

回収率：72.0%

※意識調査の調査期間が短期間であったにもかかわらず、回答者数1,094人（回収率72.0%）と非常に多くの方からの回答がありました。ご協力ありがとうございました。

### 3 意識調査集計結果

#### (1) 回答者の属性

##### ○年齢

年齢区分	人数	構成比
30歳未満	207	18.9%
30歳以上40歳未満	256	23.4%
40歳以上50歳未満	293	26.8%
50歳以上60歳未満	262	23.9%
60歳以上	76	6.9%
合計	1,094	100.0%

##### ○役職

補職名	人数	構成比
課長級以上	106	9.7%
係長・課長補佐級	144	13.2%
役職なし	844	77.1%
合計	1,094	100.0%

(2) 障害者権利条約・差別解消法の認識について

問1 「障害者の権利に関する条約」の名称を知っていますか。

	人 数	構成比
知っている	399	36.5%
知らない	695	63.5%
合 計	1,094	100.0%

問2 「障害者差別解消法」の名称を知っていますか。

	人 数	構成比
知っている	389	35.6%
知らない	705	64.4%
合 計	1,094	100.0%

問3 「障害者差別解消法」の内容を知っていますか。

	人 数	構成比
知っている	222	20.3%
知らない	872	79.7%
合 計	1,094	100.0%

※「障害者に関する権利条約」、「障害者差別解消法」という法律の名称は、およそ3人に1人（35%程度）の方が知っています。また、障害者差別解消法の内容については、およそ5人に1人（20.3%）の方が知っている状況です。

(3) 業務等で接する障がい者への対応や認識について

問1 職場や街中で障がいのある方とうまく接することができますか。

	人 数	構成比
できる	148	13.5%
どちらかと言えばできる	471	43.1%
どちらとも言えない	395	36.1%
どちらかと言えばできない	71	6.5%
できない	9	0.8%
合 計	1,094	100.0%

※職場や街中で障がいのある方と「うまく接することができます」「どちらかと言えばできる」と答えた方は全体の半数を超えています。うち、「うまく接することができます」と答えた方は1割程度（13.5%）となっています。

問2 障がいのある方への対応について職場の周囲の意識は高いと思いますか。

	人 数	構成比
そう思う	283	25.9%
どちらかと言えばそう思う	444	40.6%
どちらとも言えない	293	26.8%
どちらかと言えばそう思わない	60	5.5%
そう思わない	14	1.3%
合 計	1,094	100.0%

※障がいのある方への対応について、「高いと思う」「どちらかと言えば高いと思う」と答えた方は全体の66.5%となっています。

問3 障がいのある方を意識して資料やホームページを作成する必要があると思いますか。

	人 数	構成比
そう思う	437	39.9%
どちらかと言えばそう思う	398	36.4%
どちらとも言えない	224	20.5%
どちらかと言えばそう思わない	27	2.5%
そう思わない	8	0.7%
合 計	1,094	100.0%

※障がいのある方を意識して資料やホームページを作成する必要が「ある」「どちらかと言えばあると思う」と答えた方は全体の76.3%となっています。

問4 障がいのある方が来庁した際に積極的にサポートしていますか。

	人 数	構成比
積極的にしている	127	11.6%
している	426	38.9%
どちらとも言えない	428	39.1%
あまりしていない	78	7.1%
していない	35	3.2%
合 計	1,094	100.0%

※障がいのある方が来庁した際に「積極的にサポートしている」「サポートしている」と答えた方は全体の半数程度（50.5%）です。そのうち積極的にサポートしている方は11.6%となっています。

問5 市庁舎のバリアフリー化は進んでいると思いますか。

	人 数	構成比
そう思う	120	11.0%
どちらかと言えばそう思う	431	39.4%
どちらとも言えない	386	35.3%
どちらかと言えばそう思わない	111	10.1%
そう思わない	46	4.2%
合 計	1,094	100.0%

※市庁舎のバリアフリー化は、「進んでいると思う」「どちらかと言えば進んでいると思う」と答えた方は全体の半数程度（50.4%）です。一方で「進んでいると思わない」「どちらかと言うと進んでいないと思う」と答えた方が全体の14.3%となっています。

問6 障がいのある方に社会的障壁が存在することはやむを得ないと思いますか。

	人 数	構成比
そう思う	50	4.6%
どちらかと言えばそう思う	260	23.8%
どちらとも言えない	403	36.8%
どちらかと言えばそう思わない	191	17.5%
そう思わない	190	17.4%
合 計	1,094	100.0%

※障がいのある方に社会的障壁が存在することは「やむを得ないと思わない」「どちらかと言えばやむを得ないと思わない」と答えた方が全体の34.9%でしたが、その一方で「やむを得ないと思う」「どちらかと言えばやむを得ないと思う」と答えた方が全体の28.4%でした。

【参考】

障害者差別解消法の中で、行政機関は「障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合においては、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と社会的障壁の除去が義務化されています。

※社会的障壁とは

障がいのある方にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

よって、バリアフリー化などのハード面だけではなく、制度等のソフト面でも障がいのある方にとって障壁となっている場合は除去する必要があります。

問7 障がいのある方に、いわゆる積極的改善措置をすることは良いことだと思いますか。

	人 数	構成比
そう思う	410	37.5%
どちらかと言えばそう思う	398	36.4%
どちらとも言えない	249	22.8%
どちらかと言えばそう思わない	20	1.8%
そう思わない	17	1.6%
合 計	1,094	100.0%

※障がいのある方に積極的改善措置をすることは「良いことだと思う」「どちらかと言えば良いことだと思う」と答えた方は全体の73.9%でした。

【参考】～積極的改善措置とは～

社会的・構造的な差別によって、不利益を受けているグループ（障がい者・女性など）に対し、実質的な機会均等を確保するための改善措置のことで、あくまでも差別が解消するまでの暫定的で特別な措置を言います。なお、積極的改善措置は差別的取扱いにはなりません。

問8 障害者差別解消法は業務の負担になると思いますか。

	人 数	構成比
そう思う	39	3.6%
どちらかと言えばそう思う	100	9.1%
どちらとも言えない	543	49.6%
どちらかと言えばそう思わない	188	17.2%
そう思わない	224	20.5%
合 計	1,094	100.0%

※障害者差別解消法が「業務の負担になると思わない」「どちらかと言えば業務の負担になると思わない」と答えた方は全体の37.5%でしたが、その一方で「業務の負担になると思う」「どちらかと言えば業務の負担になると思う」と答えた方は全体の12.7%でした。

問9 障害者差別解消法の研修を受講したいといますか。

	人 数	構成比
そう思う	239	21.8%
どちらかと言えばそう思う	419	38.3%
どちらとも言えない	339	31.0%
どちらかと言えばそう思わない	54	4.9%
そう思わない	43	3.9%
合 計	1,094	100.0%

問10 業務において実践している取り組み（自由記述・主なもの）

- ・点字ラベルを作れる機械を購入した。
- ・代筆や筆談での対応
- ・バリアフリー化を積極的に設計に組み込んでいる。
- ・福祉のまちづくり条例以上の措置ができるマニュアルを作成している。
- ・啓発グッズ等のシール貼り等において積極的にチャレンジド雇用を活用している。
- ・障がいのある方の職場体験（清掃業務）として受け入れている。
- ・幼稚園はコーディネーター研究会・特別支援研究会、特別支援学校への訪問等を教育委員会が企画するなど、教職員が研修する場が多くある
- ・保育所に車いすの保護者の方が来られる時には、車いすごと保育室に入れるように職員同士で準備したり、生活発表会の時には見やすい場所を作ったりしました。
- ・難聴のかたに対しては、できるだけ、知っている手話で話をするようにしています。
- ・視力の弱いかたが盲導犬を連れて窓口に来た場合に、次に必要な窓口まで随行案内する。
- ・特別支援研究会に参加し、合理的配慮などについての資料を読み共通に話をしている。
- ・対応時にゆっくりわかりやすく話すなどを心掛けている。
- ・声をかけられる前に声をかけていく
- ・障がいは千差万別なので、障がいの内容より子どもの個性を大切にしている。
- ・障がいの種類は様々ですので、個々の状況を把握すること、知ること、想像力を働かせること。
- ・とってつけた対応はかえって差別になると思うので、ごくごく自然に対応している。
- ・就労体験をしていただいています。
- ・車いす使用者と話すときにはしゃがんで目線を下げる。
- ・リーフレットの音声データ（CD）を作成し配布。市民アンケートにルビあり版を作成した。